

農薬登録票

登録番号 第14263号 登録年月日 平成22年3月25日  
 登録の有効期間 平成25年3月24日

農薬の種類 有機銅塗布剤  
 農薬の名称 バッチレート  
 物理的・化学的性状 黄緑色粘稠懸濁液  
 有効成分の種類及び含有量 8-ヒトキチリン銅 ..... 5.0%  
 その他の成分の種類及び含有量 酢酸ビニル樹脂、水、分散剤等 ..... 95.0%

適用病害虫の範囲及び使用方法 (別記のとおり)

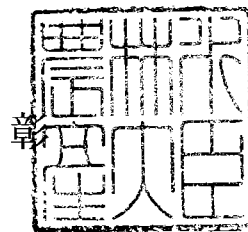
製造者又は輸入者の氏名及び住所  
~~京都中央区京橋一丁目19番8号~~  
~~京都中央区日本橋一丁目2番5号~~  
 日本農業株式会社  
~~代表取締役社長 神田 洋一~~ 代表取締役社長 友井 洋介

製造場の名称及び所在地  
 兵庫県尼崎市南塚口町6-10-73  
 神東塗料(株)尼崎工場  
 福島県二本松市平石高田4-286  
 (株)ニチノサービス 福島事業所  
 佐賀県三養基郡上峰町大字堤字二本杉180-1  
 (株)ニチノサービス 佐賀事業所  
~~大阪市西淀川区佃5-1-34~~  
~~(株)ニチノサービス 大阪事業所~~

農薬取締法第6条の2第2項の規定に基づき  
 変更の登録をしたので本票を書替交付する。 平成24年10月24日 付けをもって上記のとおり

平成24年10月24日

農林水産大臣 郡 司



(別記)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	有機銅を含む農薬の総使用回数	
りんご	銀葉病 赤衣病 腐らん病 傷口のゆ合促進	原液	剪定時及び 病患部削り 取り直後	3回以内	剪定枝の切口、病患部の 削除あとに塗布	7回以内 (塗布は3回以内、 散布は4回以内)	
なし	胴枯病 傷口のゆ合促進					12回以内 (塗布は3回以内、 散布は9回以内)	
かんきつ	傷口のゆ合促進 幹腐病					みかんは5回以内、 かんきつ(みかん を除く)は3回以内	
かき もも	傷口のゆ合促進					3回以内	8回以内 (塗布は3回以内、 散布は5回以内)
うめ							3回以内
おうとう							6回以内 (塗布は3回以内、 散布は3回以内)
マンゴー		1回					
さくら			1回				

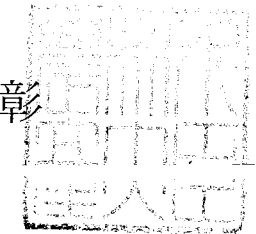
製造場追加

株式会社ニチノサービス 大阪事業所 大阪市西淀川区佃5-1-34

農薬取締法第6条第2項の規定に基づき 平成24年12月21日 付け  
 をもって上記のとおり変更の登録をしたので本票を書替交付する。

平成24年12月21日

農林水産大臣 郡 司 彰

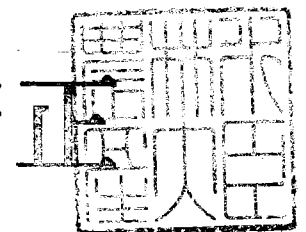


登録の有効期間 平成28年3月24日  
 農薬取締法第2条第3項の規定に基づき  
 上記のとおり登録した。

平成25年2月26日

農林水産大臣

林 芳 正



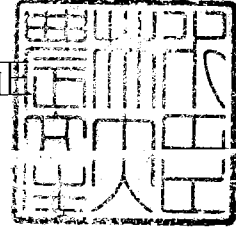
住所変更

東京都中央区日本橋一丁目2番5号 から  
東京都中央区京橋一丁目19番8号へ 変更

農薬取締法第6条第2項の規定に基づき 平成25年3月25日 付け  
をもって上記のとおり変更の登録をしたので本票を書替交付する。

平成25年3月25日

農林水産大臣 林 芳正



代表者変更

代表取締役社長 神山 洋一 を 代表取締役社長 友井 洋介へ変更する

農薬取締法第6条第2項の規定に基づき 平成28年1月22日 付け  
をもって上記のとおり変更の登録をしたので本票を書替交付する。

平成28年1月22日

農林水産大臣 森山 裕

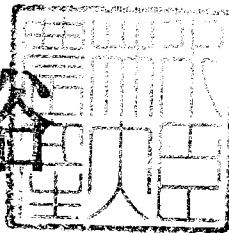


登録の有効期間 平成31年3月24日  
農薬取締法第2条第3項の規定に基づき  
上記のとおり登録した。

平成28年2月25日

農林水産大臣

森山 裕



製造場削除

(株)ニチノーサービス 大阪事業所 大阪市西淀川区佃5-1-34

農薬取締法第6条第2項の規定に基づき 平成28年9月23日 付け

をもって上記のとおり変更の登録をしたので本票を書替交付する。

平成28年9月23日

農林水産大臣 山本 有二

